

杨木県公報

令和7(2025)年 10月23日(木) 号 外 第48号

教育委員会

○栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正・・・・・・・・・1

企 業 局

○栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正・・・・・・・1

教育委員会

栃木県教育委員会規則第12号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和7年10月23日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和28年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改	正	前
附則		附	則			
(施行期日)						
1 略	1	略				
(栃木県立高等学校の入学考査料及び授業料に関						
する規則の廃止)						
2 略	2	略				
(令和7年度分の授業料等の減免の特例)						
3 令和7年度分の授業料等に限り、第10条第2項						
第2号及び第14条第2項の規定の適用について						
は、これらの規定中「高等学校等就学支援金」と						
あるのは、「高等学校等就学支援金(これに類す						
るものとして教育長が定めるものを含む。)」と						
<u>する。</u>						
7/1 51						

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県立学校の授業料等に関する規則の規定は、令和7年4月 1日から適用する。

(高校教育課)

企 業 局

栃木県公営企業訓令第2号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月23日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

栃木県発電管理事務所管理規程(昭和47年栃木県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(一般送配電事業者との関係)

- 第8条 一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年 法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一 般送配電事業者をいう。以下同じ。)との送電上 の責任分界点は、発電所の
 - ____送電線引出口に施設した断路器<u>又は開閉器</u>の外側端子とする。
- 2 略

(2)

(報告事項)

第25条 所長は、発電施設の管理に関し次表の左欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の右欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。

						0		
番号	報	告	書	提	出	期	日	
1 略	Ĭ							
2 略	ζ.							
<u> </u>								
3	定期点	(検予定	三表	翌年度	を分を	と当年	F度 <u>2</u>	2
				月末日	まて	2		
4	点検作	業報告	書	点検作	業後	₹ <u>10日</u>	以内	j
<u>5~10</u>) 略							

改正前

- (一般送配電事業者との関係)
- 第8条 一般送配電事業者(電気事業法(昭和39年 法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一 般送配電事業者をいう。以下同じ。)との送電上 の責任分界点は、発電所の<u>6万ボルト又は6,000</u> ボルト送電線引出口に施設した断路器 の外側端子とする。
- 2 略

(報告事項)

第25条 所長は、発電施設の管理に関し次表の左欄に掲げる報告書のうち所掌事務に係るものを作成し、同表の右欄に掲げる期日までに管理者の権限を行う知事に提出しなければならない。

番号	報	告	書	提	出	期	日	
1 略	,							
2	検針幸	设告書		同				
<u>3</u> 略	ŕ							
4	定期点	5.検予定	老表	翌年度	を分さ	と当年	F度 <u>3</u>	
				月25日	1まて	\$		
<u>5</u>	点検付	作業報告	書	点検作	三業後	₹ <u>5</u> 🗏	<u>l</u> 以内	
<u>6</u> ~11	<u>l</u> 略							

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

(電気課)